

津市文化振興基金運営委員会設置要綱

平成18年1月1日

改正 平成20年4月1日
平成22年4月1日
平成26年4月1日

(設置)

第1条 津市文化振興基金（以下「基金」という。）の収益を適正に運用するため、津市文化振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 文化活動の育成及び推進を図る事業の選考に関すること。
- (2) その他基金の運用について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化芸術活動の関係者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、スポーツ文化振興部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。